

# 特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会慶弔規則

## (目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人羽村市スポーツ協会(以下「協会」という。)役員等の慶弔に関し、相互の親和を図ることを目的とする。

## (役員等)

第2条 この規則に定める役職員の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)協会定款、第13条に定める役員
- (2)協会定款、第20条に定める名誉会長、顧問、参与
- (3)協会定款、第57条第2項に定める事務局職員
- (4)協会会員の団体長

## (範囲及び基準)

第3条 役職員が次の各号に該当するときは、慶弔金又は見舞金を贈るものとする。

### (1)死亡弔慰

- |                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| ①役職員が死亡したとき         | 弔慰金 5,000 円・献花料 5,000 円 |
| ②配偶者が死亡したとき献花料      | 5,000 円                 |
| ③子又は同居の父母が死亡したとき献花料 | 5,000 円                 |

### (2)傷病見舞い

役職員が傷病のため入院7日を超える状況にあるとき 5,000 円  
同じ病気で入院した場合は初回のみ

### (3)災害見舞い

役職員の住居が、災害により相当の損害を受けたとき 5,000 円

### (4)結婚

役職員が結婚したとき 祝電又はメッセージ

(5)前各号のほか、特に必要と認める事項については、会長が専務理事と協議し決定する。

## (報告)

第4条 前条による該当者が発生した場合、加盟団体は速やかに事務局に報告する。

## (その他)

第5条 この規則により慰問又は弔問を受けた者は、答礼を行わないものとする。

### 付 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

### 付 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

### 付 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。